

東京歯科大学創立 120 周年記念事業

募金計画

1. 募金事業の名称 水道橋校舎施設整備のための資金の募金
2. 募金の主旨 東京歯科大学のメインキャンパスを水道橋地区へ移転させるにあたり、水道橋新館校舎（リパーク駐車場跡地）内に設置する新血脇記念ホールならびに東京歯科大学ミュージアムの建設・整備資金に充当します。

3. 募金要領

(1) 目標額 5億円

(2) 一口の金額：一口 2万円

- 募金部会がお願いしたい会員一人当たりの希望口数は、10口以上ですが、それぞれのお立場から、出来る範囲でのご協力をお願いします。

(3) 申込及び払い込み期間

(イ) 申込期間は平成 22 年 9 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日とします。

(ロ) 払込期間は原則として平成 22 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日とします。

(4) 申込方法

(イ) 寄付申込書は、全同窓会員に配付します。

(ロ) 寄付申込書に所要事項を記載後、同封の返信用封筒（送料無料）にてご返送下さい。

(5) 寄付申込書記載事項

申込者必要事項、寄付金額の他、一括払い又は分割払いのいずれかを指定し該当箇所を○で囲み、下記の項目をご記入下さい。

(イ) 一括払いの場合：払込予定期日

(ロ) 分割払いの場合：回数、各回の払込予定期日、各回の払込金額

指定銀行、口座番号、口座名は下記のとおりです。

銀行名	口座番号	口座名
三井住友銀行日本橋支店	普通 7968836	学校法人東京歯科大学寄付金口

(6) 払込方法

(イ) 各銀行の振込依頼書または同封の振込依頼書で銀行振込をお願いします。

(ロ) 分割払いの場合は後日、分割回数分の振込依頼書を送付します。

寄付金控除の取り扱いについては、別紙「寄付金に対する免税措置について」をご覧ください。

これまでの「特定公益増進法人であることの証明書」による所得控除または、税制改正により「税額控除に係る証明書」による税額控除も選択できます。個人からの寄付については控除額がより大きくなる場合があります。

<参考例>

○課税所得500万円、寄付金額20万円の場合

	寄付金額		控除額		実質負担額
所得控除	200,000円	－	39,600円	=	160,400円
					> 39,600円
税額控除	200,000円	－	79,200円	=	120,800円

○課税所得1000万円、寄付金額20万円の場合

	寄付金額		控除額		実質負担額
所得控除	200,000円	－	65,340円	=	134,660円
					> 13,860円
税額控除	200,000円	－	79,200円	=	120,800円

お問合せ先

学校法人東京歯科大学 法人事務局 経理課
〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-9-18
TEL 03-5275-1575
FAX 03-3262-3216
e-mail keiri@tdc.ac.jp